

前橋市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、水道局（下水道整備課、下水道施設課）及び建設部（建築住宅課）の工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年7月8日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監
平成28年7月8日

前橋市長 山本 龍 様
前橋市議会議長 長沼 順一 様

前橋市監査委員	赤川 常己
同	田子 一夫
同	横山 勝彦
同	小林 岩男

工事監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した水道局（下水道整備課、下水道施設課）及び建設部（建築住宅課）の工事監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

水道局 工事監査結果報告書

(下水道整備課、下水道施設課)

1 監査対象部局及び対象工事等 (別紙工事監査対象工事(業務)一覧表のとおり)

水道局 下水道整備課 17件
" 下水道施設課 7件

2 監査期間

平成28年4月12日から同年7月8日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事ごとに関係書類(設計図書及び契約書等)の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

4 監査結果

監査対象とした各工事の計画、設計、積算、施工等については、おおむね適正であると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 下水道整備課 (指摘事項 1件)

ア 石綿セメント管撤去作業における適切な管理について (指摘事項)

上川淵地区 公共下水道工事(国管汚水第10号)において、当該工事現場内に埋設されていた石綿セメント管の撤去作業を行うに当たり、石綿障害予防規則に基づき石綿作業主任者を選任し、石綿セメント管の撤去計画書を作成した上で、最終処分場への運搬及び処分を行ったものであるが、作業現場に石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策を関係労働者や周辺住民に周知するための掲示がされておらず、また、石綿のばく露防止及び粉じんの飛散防止対策を行ったことを証する状況写真等も残されていなかった。

更に、撤去作業従事者に対して行う特別教育についても実施した形跡が見受けられなかったことから、石綿障害予防規則にのっとり適切な施工管理を行うことについて、請負者への指導徹底を図るように改善されたい。

(2) 下水道施設課 (指摘事項 1件)

ア 作業主任者の氏名等の周知について (指摘事項)

前橋水質浄化センター 2系汚泥引抜槽防食塗装工事(請処第9号)において、労働安全衛生法で規定する作業現場に掲示が必要な酸素欠乏危険作業主任者の氏名等の掲示がされていなかった。

労働安全衛生法第18条では、事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等

により関係労働者に周知させなければならないと規定していることから、請負者に対する安全管理の指導徹底を図るように改善されたい。

下水道整備課

平成28年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.1)

No.	台帳契約No	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
1	4271000419	上川淵地区 公共下水道工事 (国管污水第10号)	後閑町、西善町地内	27.7.16	27.7.21	28.2.26	
		延長 441.6m 内径300mmリップ付塩ビ管布設工 435.3m 舗装工 592.1m ² ほか					
2	4271000428	清里地区 公共下水道工事 (国管污水第1号)	青梨子町地内	27.7.14	27.7.21	28.2.12	
		延長 569.7m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 553.6m 舗装工 1051.1m ² ほか					
3	4271000687	大胡地区 公共下水道工事 (国管污水第19号)	大胡町地内	27.8.18	27.8.19	28.1.28	
		延長 357.8m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 351.5m 舗装工 395.6m ² ほか					
4	4271000858	本庁管内 下水道改築工事 (国改第9号)	城東町一丁目、城東町二丁目 地内	27.09.08	27.09.11	28.01.12	
		延長 149.4m 内径300mm更正工 82.7m 内径400mm更正工 63.1m ほか					
5	4271000877	本庁管内 下水道地震対策工事 (国地震第2号)	朝日町二丁目、三河町二丁目 地内	27.9.18	27.9.24	28.3.10	
		延長 240.0m 内径1200mm更正工 234.0m ほか					
6	4271000878	本庁管内 下水道改築工事 (国改第11号)	南町一丁目地内	27.9.17	27.9.24	28.3.07	
		延長 282.3m 内径1200mm更正工 276.6m					
7	4271001154	永明地区 公共下水道工事 (国管污水第25号)	女屋町、小島田町地内	27.10.16	27.10.21	28.2.24	
		延長 174.2m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 171.5m 舗装工 188.9m ² ほか					

下水道整備課

平成28年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.2)

No.	台帳契約No	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
8	4271001155	清里地区 公共下水道舗装復旧工事 (国管污水第26号)	清野町地内	27.10.16	27.10.21	28.2.23	
		延長 396.4m 幅員 3.15~4.60m 基層工(t=5) 1131.4m ² 表層工(t=5) 1131.3m ² ほか					
9	4271001298	桂萱地区 公共下水道舗装復旧工事 (単管污水第15号)	上泉町地内	27.11.5	27.11.6	28.1.13	
		延長 339.7m 幅員 2.85~5.20m 表層工(t=5) 1124.6m ² 表層工(t=4) 232.8m ² ほか					
10	4271002050	芳賀地区 公共下水道工事 (単管污水特第2号)	鳥取町地内	28.2.10	28.2.12	28.6.29	
		延長 116.3m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 112.7m 舗装工 289.8m ² ほか					
11	4271002076	南橘地区 公共下水道工事 (単管污水特第6号)	日輪寺町地内	28.02.09	28.02.12	28.07.27	
		延長 245.4m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 237.9m 舗装工 92.0m ² ほか					
12	4271002082	永明地区 公共下水道工事 (単管污水特第3号)	下長磯町地内	28.2.10	28.2.12	28.7.6	
		延長 182.7m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 178.8m 舗装工 270.4m ² ほか					
13	4271002086	上川淵地区 公共下水道工事 (単管污水特第4号)	西善町地内	28.2.10	28.2.12	28.6.29	
		延長 158.3m 内径200mmリップ付塩ビ管布設工 155.6m 舗装工 306.2m ² ほか					
14	4271002254	本庁管内 下水道改築工事 (国改第17号)	城東町二丁目、城東町三丁目 地内	28.3.3	28.3.7	28.6.9	
		延長 114.9m 内径300mm更正工 111.3m ほか					

下水道整備課

平成28年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.3)

No.	台帳契約No	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
15	4272000059	効率的汚水処理整備計画策定業務 (国委計画第2号)	本庁管内ほか13地区内	27.7.29	27.8.3	28.3.8	
		効率的汚水処理整備計画策定業務(6872.9ha) 全体計画区域見直し 一式、事業計画区域見直し 一式 未整備区域の整備計画 一式					
16	4272000069	公共下水道事業計画変更業務 (単委計画第1号)	本庁管内ほか2地区内	27.7.15	27.7.21	28.3.8	
		事業計画変更業務(1171.6ha) 公共下水道事業計画変更 一式 都市計画事業認可申請図書作成 一式					
17	4272000116	前橋市下水道ビジョン策定業務 (国委計画第1号)	市内一円	27.7.31	27.8.5	28.3.8	
		下水道ビジョン策定 一式					

下水道施設課

平成28年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.4)

No.	台帳契約No	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
18	4271000827	前橋水質浄化センター 汚泥処理施設建設工事 (国処第1号)	六供町1331番ほか	27.9.18	27.9.24	29.2.27	
		機械設備:汚泥乾燥・汚泥炭化・排ガス処理・配管 各一式 電気設備:受電・負荷・監視制御・計装 各一式 ほか					
19	4271000963	前橋市浄化槽汚泥処理施設 機械設備整備工事 (請し第3号)	六供町516番1	27.9.17	27.9.24	28.2.22	
		前処理設備整備 一式、汚泥脱水設備整備 1台 ポンプ設備整備 13台、脱臭設備整備 一式 ほか					
20	4271001096	前橋市し尿処理施設 脱臭設備ほか整備工事 (請し第4号)	六供町516番1	27.10.8	27.10.9	28.3.3	
		脱臭設備整備 一式 主処理設備整備 一式 電気計装設備整備 一式 ほか					
21	4271001313	前橋水質浄化センター 電気設備更新工事 (国処第2号)	六供町1331番ほか	27.11.5	27.11.6	28.3.3	
		蓄電池更新 1組 濁度計更新 1組 SV計更新 1組 ほか					
22	4271001327	前橋水質浄化センター 2系汚泥引抜槽防食塗装工事 (請処第9号)	六供町1331番ほか	27.11.4	27.11.6	28.3.14	
		断面補強工 59.0m2 断面修復工 147.5m2 防食塗装工(D種) 147.5m2 ほか					
23	4271001545	敷島汚水中継ポンプ場 直流電源装置更新工事 (国ボ第1号)	敷島町190番	27.12.3	27.12.7	28.3.16	
		直流電源装置更新 1面 附帯工 一式					
24	4272000093	前橋水質浄化センター 3系耐震診断業務 (国処委第1号)	六供町1331番ほか	27.8.20	27.8.21	28.2.29	
		耐震診断(土木・建築) 一式、槽内調査 一式 コンクリート圧縮強度試験 一式 中性化深さ試験 一式					

建設部 工事監査結果報告書

(建築住宅課)

1 監査対象部局及び対象工事

建設部 建築住宅課
消防局東消防署改築建築工事

2 監査期間

平成28年4月12日から同年7月8日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事関係書類（設計図書及び契約書等）の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

なお、工事の技術的な指導及び助言については、公益社団法人大阪技術振興協会の技術士に協力を得ました。

4 監査結果

監査対象とした工事の計画、設計、積算、施工等については、おおむね適正であると認められましたが、下記の記載のとおり検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 工事監理について（要望事項）

消防局東消防署改築建築工事の施工において、建築士法第3条第1項の規定に基づき、一級建築士でなければ工事監理をしてはならない建築物であることから、一級建築士の資格を持つ建築住宅課に所属する職員を工事監理者として選任し、工事監理を行っているものであるが、その者が工事監理の業務を行っていることを証する書面での記録が残されていなかった。

建築士法で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することであり、工事監理者が工事監理としての業務を行ったことの記録を整備することは、当該工事の施工に当たり、適切な工事監理を行ったことの説明責任を果たす意味において重要な行為であると考えられる。

については、工事監理の適正化を図るために、国土交通省で策定した工事監理ガイドラインが示されていることから、この工事監理ガイドラインを参考として、適切な工事監理を実施するとともに、工事と設計図書との照合及び確認を行ったことを証する書面を作成し、記録として残すことを検討されたい。